

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国医療事業への進出について

日本企業の中国における事業が活発となる中、日本人旅行者、駐在員及びその家族が中国現地で日本の医療機関の診療を受けるニーズが高まっているように見受けられます。現在は日本の医師が顧問として中国の病院で日本人に治療を提供する形態がメインとなっていますが、直接的に中国の病院に資本参加し、中国での医療ビジネスを展開することを考えている日本企業が増えているようです。今回は医療機関及び外国籍医師の中国への進出要件を解説します。

1. 合併・合作企業形態による進出要件

合併・合作企業形態での進出を図る場合の要件は、中外合資・合作医療機構管理暫行弁法（衛生部、対外貿易経済合作部令 2000 年第 11 号）に規定されています。

衛生部は 2012 年 4 月 13 日付で当該規定に対する改正案を公開し、パブリックコメントを募りました。施行時期は確定しておりませんが、投資総額のハードルの大幅な引き上げが予想されます。

要件を比較すると下表の通りとなります。

	現 行 (*1)	公 開 草 案 (*2)
総投資額	2000 万人民币元以上	1 億人民币元以上 (ただし、中西部地区等指定された地域においては 5000 万人民币元以上)
中国企業持分	30%以上	同左
合併・合作期間	20 年以下	30 年以下

(※1) 中外合資、合作医療機構管理暫行弁法（衛生部、対外貿易経済合作部令 2000 年第 11 号）

(※2) 中外合資、合作医療機構管理暫行弁法（修訂征求意见稿）公開征求意见稿(2012 年 4 月)

2. 外国籍医師の就労要件

外国籍医師が中国において医療行為を行う場合、外国医師来華短期行医暫行管理弁法(1992 年 10 月 7 日衛生部令第 24 号令発布)に基づき外国医師短期行医許可証を取得する必要があります。当該証書の有効期限は 1 年以内です。上海市と北京市の主要な要件を比較すると下表の通りとなります。

上 海 市 (*3)	北 京 市 (*4)
外国医師短期行医許可申請書	同左
学位証書	同左
医師免許	同左
健康証明	同左
中国医療機関からの招請証明または雇用証明	副高職階以上の者（外国医師と同様の専門家） 2 名以上の推薦状、及び推薦者の写真
所属中国医療機関の営業許可証等	外国医師資格考試合格証明

(※3) 外国医師来滬短期行医須申報（上海市衛生局 2006 年 9 月）

(※4) 外国医師来京短期行医須通知（北京衛生局 2011 年 11 月）

お見逃しなく！

外国医師短期行医許可証の取得要件は、北京市のように外国医師資格考試への合格を課する等、地域により異なるため、進出予定の地域の規定を事前に確認する必要があります。